

『多世代近居住宅取得』 の補助金交付制度

市内において親世代と近居するために住宅を取得した子世代に対し、費用の一部を補助します。

1. 補助金の額

最大80万円



住宅取得費用 **20万円**

※補助対象経費の1/2の上限額

転入加算・・・**+20万円**

※子世代が市外から転入した場合

新築加算・・・**+10万円**

※新築した場合

空き家バンク物件加算・・・**+10万円**

※空き家バンクを利用して住宅取得した場合

扶養加算・・・**+20万円**

※中学生以下の子どもを扶養している場合

市内業者加算・・・**+10万円**

※新築工事を市内業者がした場合

2. 補助対象物件

- ・昭和56年6月1日以後に着工された住宅
- ・一戸建て住宅：居住面積75㎡以上、共同住宅：居住面積55㎡以上

古家付き土地を購入して、古家を取り壊し新築する場合も補助対象になる可能性があります。



3. 申請要件

- ・補助対象物件取得日と居住開始日の間が**3か月以内**であること
- ・補助金の交付申請期間は、補助対象物件取得日と居住開始日のいずれか遅い方から**3か月以内**であること

4. 手続き（例）



※住宅取得：補助対象物件について所有権の保存・移転等の登記をすることをいいます。

5. 申請者等の要件

- ・子世代とは、補助金の交付の申請時において40歳未満である方、又は中学生以下の子どもを扶養している方をいいます。（※単身世帯を除く）
- ・親世代とは、子世代又はその配偶者の直系尊属であって、所有する市内の住宅に居住している方をいいます。

6. 注意事項

- ・居住の用に供する部分以外の工事又は購入に要する費用は対象になりません。
- ・補助金の交付申請の時期は、住宅の取得後になります。
- ・詳細な条件については、工事や契約の前に必ずご相談ください。

詳しくは、**坂戸市住宅政策課 住宅政策係 TEL049-283-1331 (内線543) まで**